

○高知県警察体力検定等規程

平成15年 3月12日

高知県警察本部訓令第7号

改正 平成19年 2月20日高知県警察本部訓令第2号

平成24年 3月23日高知県警察本部訓令第2号

平成27年 3月26日高知県警察本部訓令第9号

平成31年 3月27日高知県警察本部訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、「警察体力検定等準則の制定について」(平成14年10月25日警察庁丙人発第343号)及び「警察体力検定等実施細目の制定について」(平成14年10月25日警察庁丁人発第602号)に基づき、警察官に対して行う警察体力検定並びに体力テスト(以下「体力検定等」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(体力検定等の目的)

第2条 体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって執行力の強化に資することを目的とする。

(体力検定等の種目)

第3条 体力検定は、「JAPPAT」(ジャパット)とする。

2 体力テストの種目は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 握力(筋力)
- (2) 上体起こし(筋持久力)
- (3) 長座体前屈(柔軟性)
- (4) 反復横とび(敏しょう性)
- (5) 20mシャトルラン(往復持久走)(心肺持久力)
- (6) 立ち幅とび(瞬発力)

(体力検定等の対象及び実施基準)

第4条 対象者は警察官とし、体力検定等を毎年度1回以上行うものとする。

(実施方法)

第5条 体力検定等の具体的実施方法は、別添1の「JAPPAT実施マニュアル」(以下「マニュアル」という。)及び別添2の「体力テスト実施要項」により行うものとする。

旧8条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(実施責任者の任務)

第6条 実施責任者は所属長とし、体力検定等の実施に当たり、平素から所属の警察官に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施しなければならない。

2 別紙2「警察体力検定(JAPPAT)受検票〈提出用〉」中「JAPPAT健康等直前チェック」に該当する者及び傷病等のため体力検定等を受検することが適切でないと認められる者については、体力検定等を受検させないものとする。

旧9条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(推進責任者の任務)

第7条 推進責任者は、次長(次長が二人の所属は、次長(第一)の職にある者とする。)又は副署長とし、体力検定等の実施に当たり効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

全部改正〔平成19年本部訓令2号〕、一部改正〔平成24年本部訓令2号〕、

旧10条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(立会責任者の任務)

第8条 実施責任者は、所属の警部の中から立会責任者を指定する。

2 立会責任者は、所属の警察体力検定(JAPPAT)の実施に必ず立ち会い、体力検定が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。この場合において、特に、ゴールの際の転倒に備え介添え補助員を配置するなど、受傷防止のために細心の注意を払わなければならない。

旧11条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(測定責任者の任務)

第9条 実施責任者は、体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定する。

2 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

3 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

旧12条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(実施上の留意事項)

第10条 体力検定等の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 「マニュアル」及び「体力テスト実施要項」に従って、適正かつ安全に行うこと。

(2) 実施日を早期に指示し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。

(3) 受検者の健康状態等を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。

- (4) 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。
- (5) 時季、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等により体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- (6) 受検者の服装は、運動に適したものとすること。
- (7) 立会責任者は、体力検定を実施する際は、あらかじめ、別紙2「警察体力検定(JAPPAT)受検票〈提出用〉」の必要事項を記入させ、健康状態を確認して実施させること。
- (8) 立会責任者は、体力テストを実施する際は、別紙7「体力テスト記録表」を配付して実施し、記録を記入後、実施責任者に提出すること。

旧13条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(体力判定)

第11条 体力検定は、別紙9「警察体力検定級位基準表」、体力テストについては、別紙10「体力テストの得点及び総合評価表」に基づき体力判定を行う。

旧14条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(結果の報告)

第12条 実施責任者は、体力検定等の実施結果を別紙11「体力検定等結果一覧表」、別紙12「警察体力検定実施結果表」、別紙13「体力テスト実施結果表」により速やかに委員会に報告しなければならない。

旧15条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

(結果の活用)

第13条 実施責任者は、別紙3「警察体力検定結果票〈個人用〉」を速やかに作成し、実施警察官に交付するとともに、所属警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

旧16条を繰上〔平成31年本部訓令11号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(旧訓令廃止)

- 2 高知県警察体力検定規程(昭和62年12月本部訓令第16号)は廃止する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(別添、別紙省略)